

松山市社会福祉事業団ランドセル来館事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 松山市社会福祉事業団が管理運営を行う松山市の児童館及び児童センター（以下「児童館」という。）において、放課後の児童の居場所を確保することにより、児童の健全育成に資するため実施するランドセル来館事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施場所)

第2条 この事業の実施施設及び所在地は、別表1のとおりとする。

(実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(対象児童)

第4条 事業の対象児童は、次の各号いずれにも該当する児童とする。

- (1) 保護者の就労等の理由により、昼間保護者が家庭に不在となる児童
- (2) 次条に該当する児童

(対象学校、対象学年及び定員)

第5条 対象学校、対象学年及び定員は、別表2のとおりとする。

(実施日等)

第6条 事業の実施日は学校休業日を除く児童館の開館日とし、実施時間は次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 中央児童センター、新玉・味生・久米・久枝・畑寺児童館は、4月～9月までは下校時から18時、10月～翌年3月までは下校時から17時30分までとする。
- (2) 南部・北条児童センターは、下校時から18時までとする。

(利用料)

第7条 事業の利用は無料とする。

(申請)

第8条 事業の利用を希望する保護者は、ランドセル来館登録申請書（様式第1号）、家庭状況票（様式第2号）及び勤務証明書（様式第3号）を、理事長に提出しなければならない。

2 申請をした者は、必ず児童館の行う面談を受けなければならない。

(面談)

第9条 面談は、児童館職員（施設長を含む。）、保護者及び児童の三者によることを基本とする。

2 児童館職員は、面談を実施する際に必ず次の各号に定める事項について、説明等を行わなければならない。

- (1) 登録要件の確認
- (2) 事業内容
- (3) 保護者責任
- (4) 保険加入
- (5) 利用カード

(決定及び通知)

第10条 理事長は、第4条及び第5条の要件に該当並びに面談による登録可否の判断を行い、登録児童を決定し、その結果及び第14条に該当する児童は、ランドセル来館登録等通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 利用希望者のうち登録可能な児童が定員を上回る場合は、児童館において選考のうえ、理事長が決定するものとする。

(登録)

第11条 登録決定通知を受けた申請者は、次条の保険加入と利用カード(様式第5号)の発行をもって登録完了とする。

(保険)

第12条 保険は、理事長が定める傷害保険に加入するものとし、保険料は、保護者負担とする。

(登録の廃止及び休止)

第13条 登録を廃止及び休止したい場合は、廃止・休止届(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(登録の解除)

第14条 利用児童が第4条の要件に該当しなくなった時は、登録を解除する。

2 利用児童が次条に規定する各号を遵守できない場合や、利用に支障があると理事長が判断した場合は、登録を解除する。

(利用上の一般原則)

第15条 事業の利用児童は、児童館内においては一般の来館者と同様の扱いとし、勉強の指導、おやつ等飲食の提供は行わない。

2 下校時の児童館までの移動は、原則、登録児童の集団下校とする。ただし、下校時間が異なる場合等はこの限りでない。

3 事業の利用中は、利用児童の児童館施設からの一時的な外出は認めない。ただし、通院等特別な事情において保険の適用外であることを保護者が了承した上で保護者の責任で行う場合は、この限りでない。

4 事業利用後の、児童館からの帰宅は、保護者による迎えを原則とする。ただし、事前に保護者から申し出があった場合で理事長が認めるときは、この限りでない。

(小学校との連携)

第16条 児童館は、利用児童の属する小学校へ随時利用児童名簿を提出するとともに、児童の利用状況等を報告するなど学校と密に連携を図るものとする。

(警報発表・避難勧告発令時等の対応)

第17条 事業の実施中、児童館が立地する地域に暴風（暴風雪）警報や避難勧告が発令された場合は、松山市社会福祉事業団 暴風警報発表・避難勧告発令等に伴う児童館の休館について（仮称）に基づき、利用児童を児童館内で待機させるとともに、保護者に迎えを依頼するものとする。

(災害時の対応)

第18条 事業の実施中、児童館が立地する地域に災害が発生した場合は、必要に応じて利用児童を第1次避難場所や広域避難場所へ誘導するとともに、保護者に迎えを依頼するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長又は施設長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 事業を利用するための手続等は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 要綱第10条及び様式第4号の一部改正は、令和2年2月4日から適用する。

別表 1

施設名	所在地
松山市中央児童センター	松山市若草町 8 番地 3
松山市南部児童センター	松山市古川北 3 丁目 8 番 20 号
松山市北条児童センター	松山市河野別府 9 3 7 番地
松山市新玉児童館	松山市三番町 6 丁目 4 番地 20
松山市味生児童館	松山市別府町 1 7 7 番地 1
松山市久米児童館	松山市鷹子町 4 番地 4
松山市久枝児童館	松山市西長戸町 6 3 8 番地 1
松山市畑寺児童館	松山市畑寺 4 丁目 8 番 5 号

別表 2

施設名	学校名	対象学年	定員 ※ 1
松山市中央児童センター	松山市立清水小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立味酒小学校	4 年生以上	
松山市南部児童センター	松山市立椿小学校	3 年生以上	2 4 名
	松山市立石井小学校		
	松山市立石井北小学校		
松山市北条児童センター	松山市立正岡小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立河野小学校		
松山市新玉児童館	松山市立新玉小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立番町小学校		
松山市味生児童館	松山市立味生小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立味生第二小学校		
松山市久米児童館	松山市立久米小学校	3 年生以上	1 2 名
松山市久枝児童館	松山市立みどり小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立久枝小学校		
松山市畑寺児童館	松山市立北久米小学校	3 年生以上	1 2 名
	松山市立桑原小学校		

※ 1 傷害保険加入の都合上、市内児童館で合計 4 名を最小実施人数とする

(様式第1号)

ランドセル来館登録申請書

年 月 日

(宛先) 社会福祉法人
松山市社会福祉事業団
理事長 野志 克仁 様

申請者 (保護者)	氏名	Ⓜ
	連絡先	

下記のとおり、ランドセル来館の登録をしたいので申請します。

記

ふりがな		性別	生年月日
児童名		男・女	年 月 日 4/1 現在の年齢→ (歳)
住所	〒	緊急連絡先 (児童との続柄)	
		()	
学校名	小学校 年 (新学年)		
利用開始 希望日	年 月 日		
登録を希 望する具 体的理由			

添付書類	1 家庭状況票	受付月日	年 月 日
	2 その他必要と認める書類	受付番号	

家 庭 状 況 票

松山市南部児童センター		利用開始日 年 月 日		利用終了日 年 月 日	
		小学校 年 組		学級担任	
現住所		〒		電話番号	
児 童	ふりがな			生年月日	
	氏名			年 月 日 4/1 現在の年齢→ (歳)	
保 護 者	ふりがな			職業	
	氏名	児童との続柄 ()			
緊 急 連 絡 先					
保 護 者 勤 務 先 等	①	そ の 他	保護者と連絡の取れないときの連絡先		
	②		①氏名	続柄	
	③		TEL		
保護者の勤務状況			児童の健康状態		
主として児童の帰宅時に世話をする保護者 氏名 (続柄)			既往症		特記事項
勤務時間 : ~ :		帰宅時間 : 頃		アレルギー反応 有 ・ 無	
休業日 父 母 その他			具体的内容		

※太枠内を具体的に記入してください。

(裏面へ続く)

自宅付近の略図

特記事項

(様式第3号)

勤 務 証 明 書

年 月 日

(宛先) 社会福祉法人
松山市社会福祉事業団
理事長 野志 克仁 様

事業所所在地 _____
事業所名 _____
代表者 _____ (印)
取扱者氏名 _____ (印)
電話番号 _____

下記のとおり証明します。

記

氏 名		児童との 続 柄	
住 所	〒		
就労年月日	年 月 日		
仕事の内容			
勤務形態	常勤 ・ パート ・ その他 ()		
月平均就労日数	1. 16日未満 (日) 2. 16日以上 3. 20日以上 4. 25日以上		
1日の就労時間	午前 時 分から (時間 分) 午後 時 分まで		
休 日	曜日		